

長野県宝の指定及び長野県天然記念物の指定解除について

文化財・生涯学習課

文化財保護条例(昭和 50 年長野県条例第 44 号。以下「条例」という。)第4条第3項の規定により、令和5年 10 月 25 日に、長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)から長野県文化財保護審議会会長(以下「審議会長」という。)へ、下記の文化財の県宝指定について諮問したところ、令和6年3月 11 日に、審議会長から教育委員会へ長野県宝に指定することが適当であるとの答申があったことから、条例第4条第1項の規定により、下記のとおり長野県宝に指定する。

また、条例第 31 条第2項の規定により、令和6年3月 11 日に、教育委員会から審議会長へ、下記の長野県天然記念物の指定の解除について諮問したところ、同日に、審議会長から教育委員会へ長野県天然記念物の指定を解除することが適当であるとの答申があったことから、条例第 31 条第1項の規定により、下記のとおり長野県天然記念物の指定を解除する。

記

1 長野県宝に指定する文化財(1件)

名称	員数	所在市町村	所有者名称	指定理由	答申結果
おおい 大井 ほっけどう 法華堂 もんじょ 文書	4,405 点 附 仏 像・仏具 類 29 点	千曲市	長野県	<ul style="list-style-type: none"> ○大井法華堂は、佐久市岩村田に所在した中世前期に遡る由緒を持つ修験<small>しゆげん</small>の道場で、その系譜を現代までたどることができる。 ○中世文書は、地方修験が次第に全国教団の中に取り込まれていく過程がわかる全国的にも重要な文書群である。 ○近世文書は、江戸時代の本山派修験<small>ほんざん</small>における年<small>ねん</small>ぎ<small>ぎ</small>ょう<small>よう</small>じ<small>じ</small>の役割を具体的に伝えるものとして重要で、文書群として長野県内では唯一のものである。 ○地域の修験の道場の文書類等が一括して伝えられたことは全国的に見ても稀有である。 	長野県宝に指定することが適当 (R5.10.25 諮問)

2 長野県天然記念物の指定を解除する文化財(1件)

名称	員数	所在市町村	所有者名称	指定解除理由	答申結果
かわじ 川路の ネズミ サシ	1本	飯田市	飯田市	<ul style="list-style-type: none"> ○樹高 18m、胸高幹周 3.5m、推定樹齢 1,000 年とネズミサシとしては長野県下随一で全国的にも珍しい大樹であることから、昭和 43 年3月 21 日に指定された。 ○令和4年の樹木診断では樹幹の腐朽空洞率が 60%を超えた危険木で、今後の樹勢回復が見込めず枯死状態であった。 ○なお、倒木や落枝等による人的・物的被害を未然に防ぐため、現状変更手続きを経て、やむを得ず当該樹木を伐採済である。 	長野県天然記念物の指定を解除することが適当 (R6.3.11 諮問)

長野県宝候補物件調査票

- 1 種別 古文書
- 2 名称 大井法華堂文書
- 3 員数 4,405 点（修験関係〈中世文書〉45 点、修験関係〈近世文書〉672 点、古文書写本〈近世〉24 点、近世文書〈修験関係除く〉・近現代文書〈大井家の家政に係る文書〉3,664 点）
附 仏像・仏具類 29 点
- 4 所在地 長野県千曲市大字屋代 260-6 長野県立歴史館
- 5 所有者の氏名または名称 長野県
- 6 管理者の氏名または名称 長野県立歴史館
- 7 年代 中世～現代

8 概要と特色

(1)概要

大井法華堂は、14 世紀以降約 550 年にあたり、佐久郡岩村田に存続した本山派修験（山伏）の名称であり、若宮八幡宮を創建した大井荘地頭大井朝光の孫の源覚（建武 2 年没）の時代に修験の道場として確立したとされる。「大井法華堂文書」は、この源覚の時代以後のものから成る。これを保管してきた大井家から、古文書・古記録類（平成元年佐久市有形文化財指定分を含む）が令和元年に、大井法華堂護摩堂に安置されていた仏像・仏具類が令和 3 年に長野県立歴史館に寄贈された。「大井法華堂文書」の構成および特色は以下の通りである。

中世文書は、①浅間山周辺の追分大明神を軸とした神主や修験たちの持つ檀那の権利を次第に法華堂が集積していったことを示す地下文書群、②法華堂が聖護院門跡の支配下に入り、役銭徴収を命じられるなど上意下達された際の文書群、③戦国時代の大名の支配を受け、大名家の祈禱を担う修験の姿をうかがえる文書群、に分類できる。これは地方修験が次第に全国教団の中に取り込まれていく過程や大名権力と修験の関係を明らかにすることができる貴重な事例で、地方修験のあり方をみるうえで全国的にも重要な文書群であるといえる。

近世文書は、本山派聖護院門跡・院家勝仙院発給の支配文書が豊富に残っているほか、門跡による入峯に供奉する際の関係文書や日記が歴代堂守によって作成されている。また法華堂は年行事として佐久・小県の同行（末端の修験者）を管理している立場でもあったため、命令の留書や同行の動向など地域の修験を管理したことを記す文書・古記録も豊富に残されている。これらは江戸時代の本山派修験における年行事の役割を具体的に伝えるものとして重要である。いうまでもなく長野県内では唯一のものである。

明治五年の修験廃止令により大井法華堂は帰農している。全国の多くの修験の家はこの段階で資料を散逸させてしまう場合が多かった。大井氏は地主として岩村田に於いて活動し、帰農後の証文・書状類も合わせて保存・管理してきた。修験時代だけでなく、山伏をやめた近代以降の状況を連続して考察できる資料である。

上記のほか、附指定とする仏像・仏具類がある。このうち祖師像としての役行者像は、廃仏毀釈や修験廃止令を経て散逸したものも多くなかで、修験関係文書とともに現在伝来したことに意義がある。このほか、不動明王・宇賀神弁財天坐像も法華堂に残された。「東照宮扁額」は岩村田藩主内藤氏の染筆によるもの、東照宮の寄進絵馬は、谷文晁門弟佐竹永海筆の初期の作例として貴重である。

(2) 候補物件の評価

明治初年の廃仏毀釈や修験廃止令は修験に打撃を与え、多くの修験関係文書が散逸した。その中で、中世文書を含め、地域の修験の道場の文書類がまとまって伝来したことは全国的に見ても稀有である。近現代文書により帰農後の状況をたどれる点や、文書類とともに仏像・仏具類が伝来した点も貴重なものとして評価できる。

9 指定基準および理由

(1) 指定基準

第1 長野県宝の指定基準

(4) 古文書

ア 古文書類は歴史上重要なもの

エ 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的に相当数まとまって伝存し、学術上重要なもの

(2) 指定理由

大井氏は中世に遡る由緒を持つ修験の家で、しかもその系譜を現代までたどることができる。それを裏付ける修験道関係文書が中世・近世文書 741 点として残存し、質量とも長野県内では唯一の文書群である。また、廃仏毀釈や修験廃止令を経ても、祖師像である役行者像などの仏像・仏具類が、修験に係る文書群と表裏一体のものとして残っている点も貴重である。

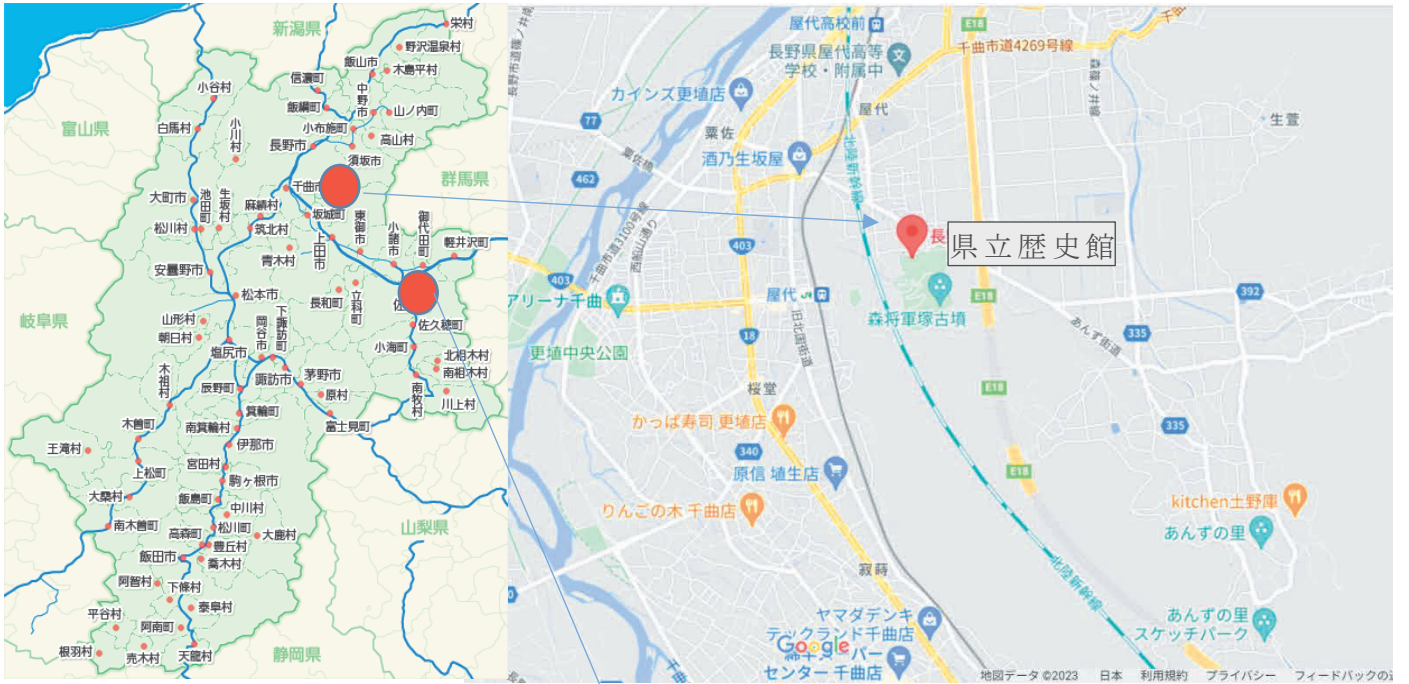
11 指定後の活用と保存について

長野県立歴史館古文書書庫において 24 時間温湿度管理をおこない適切に保管する。また、文書等のデジタル化を進め、ホームページで公開を行い利用者の便に供する計画である。

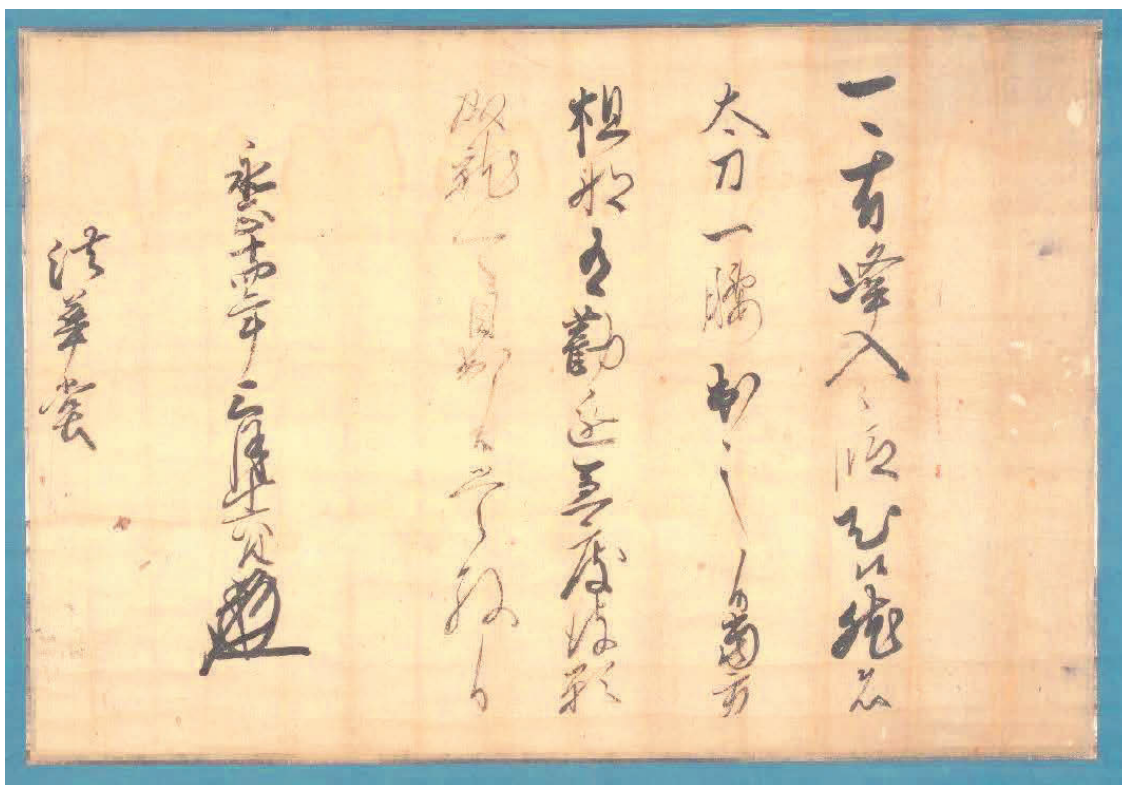
12 参考文献

- ・村石正行「佐久郡岩村田『大井法華堂文書』について」(『長野県立歴史館研究紀要』27、2020年)
- ・村石正行「『大井法華堂文書』中世文書について」(『長野県立歴史館収蔵文書目録』20、2020年)
- ・令和4年度長野県立歴史館夏季企画展図録『山伏 佐久の修験大井法華堂の世界』(2022年)
- ・小山貴子『中世修験道の展開と地域社会』(同成社、2023年)
- ・大井章・大井元『信濃の修験 大井法華堂』(中信社、1974年)

〈位置図〉 県立歴史館及び大井法華堂



主な資料（図録『山伏 佐久の修験 大井法華堂の世界』参照



聖護院道増寄進状 しょうごいんどうぞうきしんじょう 佐久市指定 31.7×46.4 永正14（1517年）3月16日
長野県立歴史館所蔵

「法華堂源春よ、峰入の功により太刀を寄進します」

法華堂源春がこの年に大峰（おおみね）へ入峯（にゅうぶ）したことが知られています。

可有峰入之段尤候、然者太刀一腰出之候、当方檀那有勸進、急度彼願成就可目出候、恐々敬白

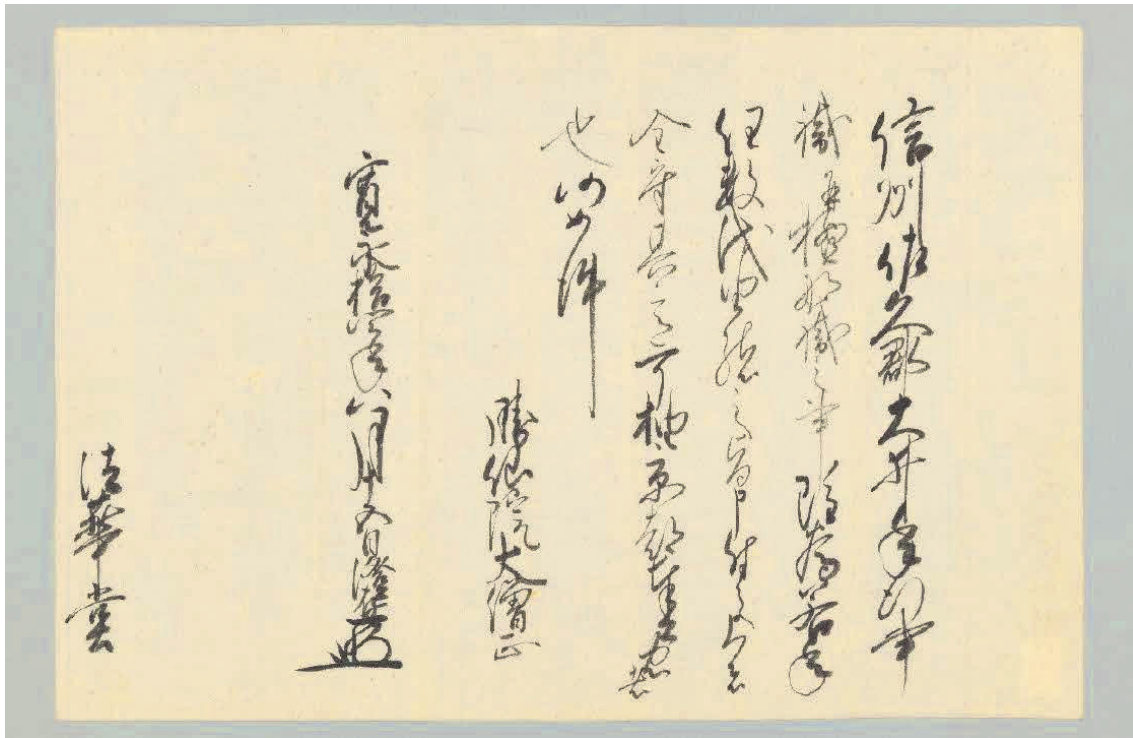
永正十四年三月十六日

（道増）（花押）

法華堂（源春）

<ポイント>

地方修験が次第に全国教団の中に取り込まれていく過程がわかる重要な資料。



信州佐久郡大井年行事職并檀那職之事二付安堵状 佐久市指定 36.5×53.9
寛永14（1637）年8月15日 長野県立歴史館所蔵

「まだ年は若いが年行事職に任ずるので奉公するように」

法華堂13代源栄が勝仙院澄存から、若年ではあるが年行事および檀那職に任じられたもの。

信州佐久郡大井年行事職并檀那職之事雖為若年任数代由緒之旨申付之上者、令守其意可抽
京都奉公忠者也、仍如件

勝仙院大僧正

寛永拾四年八月十五日

澄存（花押）

法華堂

<ポイント>

江戸時代の本山派修験における年行事職の役割を具体的に伝えるものとして重要な資料。

「年行事」とは本山派修験の寺格の一つで、地方修験を直接掌握のための実務に直接に従事した役職。年行事は自分自身で、または配下の修験者を用いて、檀那の諸山・諸社参詣の案内等を仕事とした。



えんのぎょうじゃいぞう
役行者倚像 木造 像高 66.0×35.0 17世紀
長野県立歴史館所蔵

面貌は玉眼をはめ、顎鬚・口髭を蓄え、開口し眉間に皺を寄せた憤怒の姿を現す。服制は頭部に長頭巾、法衣と袈裟を着す。足下に高下駄を履き磐座に座す。

<ポイント>

廃仏毀釈や修験廃止令の後も、祖師像である役行者像が文書とセットとなって残されてきた点で貴重

諮問物件の概要

名 称	かわじ 川路のネズミサシ
所 在 地	飯田市川路 4693
所 有 者	飯田市
概況と特色	<p>属名：ヒノキ科ビャクシン属 学名：Juniperus rigida 指定：昭和43年3月21日</p> <p>ネズミサシは岩手県以南の本州、四国および九州地方に分布するヒノキ科の常緑針葉樹で、山地の尾根や瀬戸内海の沿岸に多く見られる。針葉が鋭く尖っているため、ネズミの通り道に置き、ネズミによる家屋の被害を防いだことがネズミサシの名前の由来とされる。</p> <p>当該樹木は樹高18m、胸高幹周3.5m、推定樹齢は1,000年と推定され、ネズミサシとしては長野県下随一で、全国的にも珍しい大樹であることから、県天然記念物に指定されたものである。</p> <p>平成20年、当該樹木は枯れ枝から腐朽が進み、樹勢の衰えが確認されたため、堅穴式土壌改良を施工し、経過観察を行うことになった。</p> <p>その後、再生の兆しがみられず、令和4年にドクターウッズによる樹木診断を実施したところ、幹の腐朽空洞率が60%を超え、幹が傾き倒壊の可能性が高く、想定外の強風、地震などを含めて、いつ倒れるかわからない危険木と判断された。樹木診断のカルテや現地調査により、剪定・枝払いによる風圧対策、ワイヤーによる牽引、支柱による囲いなど、樹勢回復および倒壊対策を検討したものの、有効な対策はなく、樹木医からは当該樹木の立地状況から、対策の施工は非常に難問であるとされた。</p> <p>令和5年7月、当該樹木に対して危険木の伐採という理由で現状変更が申請されたことにより、当該樹木は樹勢回復が見込めず枯死状態にあると判断、事故や災害などによる人的・物的被害の発生を未然に防ぐため、長野県教育委員会指令5教文第14-24号で申請は許可された。</p>
諮問理由	<p>当該樹木は幹の腐朽空洞化が進み、樹勢回復の見込みがなく、枯死状態と判断されたことにより、事故や災害などによる人的・物的被害の発生を未然に防ぐため伐採に至り、全ての指定要件が失われる状況となった。</p>
解除の要件	<p>県史跡名勝天然記念物が県史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特殊な事由があるときは、その指定を解除できる。</p> <p style="text-align: right;">(文化財保護条例第31号)</p>

(参考) 指定告示 昭和43年3月21日付 長野県教育委員会告示第2号

県天然記念物 川路のネズミサシ



位置図（黒丸部分）



全体写真
(令和4年4月撮影)



根元付近
根が石垣に入り込む
(令和4年4月撮影)

空洞率 60%を超える